

岡ス少発第 37 号
令和3年8月19日

市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人岡山県スポーツ協会
岡山県スポーツ少年団
本部長 延原良明
(公印省略)

まん延防止等重点措置に伴うスポーツ少年団活動について

平素から、スポーツ少年団の諸事業につきましては、格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、8月20日(金)から本県に新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が適用されることに伴い、県内スポーツ少年団諸活動についても、下記のとおり対応いたします。

つきましては、貴管下スポーツ少年団への周知徹底をお願いいたします。

記

1. 期 間

令和3年8月20日(金)から9月12日(日)まで

2. 対 応

①通常の活動について

各市町村及び各競技団体の方針を踏まえ、感染症対策を徹底した上で活動できることとするが、感染症対策を十分に行えない場合は、活動しないこととする。

なお、活動する場合は、以下を遵守すること。

- (1) 活動場所は、拠点となっている場所のみとする。
- (2) 活動時間は、昼食時間を挟まない3時間以内のできるだけ短時間とする。
- (3) 団員及び保護者の意思を尊重し、参加を強要しない。

②スポーツ少年団主催の大会及び交流事業の実施について

期間中に予定されている県・市町村スポーツ少年団主催の大会及び交流事業は行わないこととし、単位スポーツ少年団においては、市町村内・外を問わず、他団体との交流活動(練習試合及び合同練習等含む)を行わないこととする。

なお、競技団体が主催する大会等への参加については、慎重に検討するよう指導することとする。

3. 今後の対応

県内の感染状況及び、国や県の方針を踏まえて、改めて9月中旬に通知いたします。